

みんなで行こう！イコーラムへ

平成21年度 **イコーラムフェスタ** めくもりとつながりと
～私がかわれば相手がかわる～

2月27日(土) 午前10時30分～午後4時20分
■場所/イコーラムホールにて

【午前の部】 午前10時30分(午前10時開場)

- ・若江中学校吹奏楽部によるオープニング演奏
- ・イコーラム登録団体によるアピール

【午後の部】 午後1時(午後12時30分開場)

映画上映「**折り梅**」

●講演：映画監督 **松井 久子**さん〈手話通訳あり〉



◎9時30分よりお抹茶コーナー、お昼からはほっこりカフェ、またギャラリー・ホワイエ・研修室では登録団体による作品の展示やワークショップもあります。

◆◆◆ 知っていますか？デートDV ◆◆◆

夫・妻・パートナーなど親密な間柄の男女間の暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)と言いますが、特に交際中の男女間で起こる暴力のことをデートDVと呼びます。

DVは相手を自分の思うとおりに支配しようとする行為で、対等な関係でするけんかとは違います。身体への暴力だけでなく、あなたが相手を怖いと思ったら、それは暴力です。

「これってDV?」と感じたら、専門の相談窓口を利用しましょう。

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム
女性のための相談室

ドメスティック・バイオレンス(DV)など、女性のさまざまな悩みの相談ができます。秘密は固く守りますので、安心してお話しください。
(相談はすべて無料)

電話相談

072-960-9206

火曜日～日曜日 午前10時～午後5時

面接相談

072-960-9205

●予約受付時間(予約が必要です)

火曜日～日曜日 午前10時～午後5時



「男性が暴力的なのは仕方がない」「女性は控えめなほうがいい」など、男女に対する意識の違いがDVを生み出す背景のひとつになっています。また、恋愛につきものの嫉妬する気持ち自体は否定すべき感情ではありませんが、「愛情」は相手を所有することではありません。相手を束縛したり、支配する行為をしてはいけません。

申請はお済みですか？

東大阪市DV被害者
臨時生活支援金給付事業

東大阪市では、配偶者等からの暴力(DV)被害により、定額給付金及び平成20年度子育て応援特別手当を受け取れなかった方に対して、それらの相当額をお渡しします。(定額給付金、他市の同支援金を受け取ってられない方が対象)
申請期間は平成22年3月10日まで(当日消印有効)です。

●詳細については、下記までお電話ください。

東大阪市男女共同参画課 DV被害者臨時生活支援金担当

電話 **06-4309-3312** (専用電話)

FAX **06-4309-3823**

●受付時間/午前9時～午後5時30分(土・日・祝除く)

男女共同参画社会を
めざす情報紙

How

2010
vol.32

編集発行：東大阪市 人権文化部 男女共同参画課

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

TEL 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823

Eメール danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp

製 作：(株)オフィス・オルタナティブ

「HOW」をお読みになったご感想やご意見をお寄せください。QRコードを読み取って携帯電話からもメールを送れます。

